

## 公的研究費の運営・管理体制について

当社は、各省庁が制定した「公的研究費に関する指針・ガイドライン\*」に基づき各省庁から配分された公的研究費を適正に管理する体制を以下のとおり定めます。

最高管理責任者：社長

統括管理責任者：コーポレートガバナンス担当執行役員

コンプライアンス推進責任者：以下の部門の長

1. 公的研究費を使用する部門
2. 経理部
3. コーポレートガバナンス部
4. 統括管理責任者が指定した部門

最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を社内に周知するとともに、不正防止対策を実施するために必要な措置を行います。

\* 「公的研究費に関する指針・ガイドライン」

- ・ 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（文部科学省）
- ・ 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（厚生労働省）
- ・ 公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針（経済産業省）
- ・ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構における内閣府予算に基づく事業に関する研究費の不正な使用等の対応に関する指針（内閣府）

以上